

区民意見募集結果一覧

整理番号	枝番号	提出者区分	種別	項目番号	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	担当所管	通し番号
1	01	個人	メール	3	脱税防止を中心に、個人が違法に利益を得ている営業利益、遺産相続などを、マイナンバー制度を活用して徹底的に追及すること。それらの追及システムを専門家によりシステム化すること。	H	社会保障・税番号(マイナンバー)制度(以下「番号制度」といいます。)は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。各個人の状況を正確に把握し、給付や適切なサービスを提供するために、正確な所得把握など制度の趣旨に沿った運用を行ってまいります。	情報課	1
1	02	個人	メール	3	個人情報保護のため、国、自治体等の職員が知りえた個人情報を他人に漏らした場合の罰則を強化(死刑を含む。)すること。また、個人情報の活用はルール化し、組織としてのみ活用し、個人活用はできないような制度とすること。	H	個人番号の漏えいは、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)では、個人番号を含まない個人情報の漏えいよりも重い法定刑を定めています。なお、個人番号を含む個人情報の活用は、番号法第9条に定める利用目的でのみ利用することができることとされており、業務外の個人活用は認められておりません。	広報課	2
2	01	個人	メール	3	個人番号の管理は「Windows 7」以上のOSを使用しているパソコンで行い、かつ、各職員がUSBメモリーにコピーして容易に持ち運ぶことなどが無いよう厳重にセキュリティ管理してほしい。	B	区において使用する番号制度端末のOSは、全て「Windows7」以上となります。また、各端末においては、USBメモリー等の外部記憶媒体との接続は、物理的及び論理的に出来ない設定とし、個人情報等を容易に持ち運ぶことができないよう厳重なセキュリティ対策を講じます。	情報課	3
2	02	個人	メール	3	住民が申請などで窓口を訪れる際は、写真付きの公的機関が発行した身分証明証の提示を義務にし、本人確認を徹底してほしい。	B	本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に基づき本人確認の措置をとることが義務付けられていますので、申請の際などには徹底してまいります。	広報課	4

2	03	個人	メール	3	ウィルスやハッカー等の攻撃によって、個人情報の漏えいが無いように管理してほしい。	B	区と情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用するため、インターネットとは接続いたしません。また、区の業務端末も、インターネットとは接続していません。USBメモリー等の外部記憶媒体との接続もできない設定としております。さらに、アンチウイルスソフトを導入し、最新の定義ファイルに更新を行うとともに、サーバー認証によるなすまし防止、不正アクセスの監視・検知の仕組みの導入等のセキュリティ対策を講じております。ご指摘のとおりウィルスやハッカー等の攻撃によって、個人情報の漏えいが無いように厳重な管理体制を構築していきます。	情報課	5
3	01	個人	書面	3	第三者提供の制限に反した事業者等への罰則を明確に打ち出してほしい。	H	特定個人情報ファイルの不正提供については番号法第67条の規定により4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれらの併科、個人番号の不正提供及び盗用については番号法第68条の規定により3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金、又はこれらの併科となっています。	広報課	6
3	02	個人	書面	3	番号を利用した情報にひも付け、利用がどのように行われるかが不明確で懸念している。	B	個人番号の利用は、番号法第9条及び別表第一並びに同条第2項の規定による条例に定められる事務を処理するために必要な範囲に限定されます。また、情報のひも付けについては、番号法第19条及び別表第二に定める範囲に限定されます。具体的な手続きやひも付けられる情報については、番号法の規定を受けた主務省令で順次定められているところです。個人番号の利用やひも付けは、法令及び条例に定めがない限り、認められません。	広報課	7

4	01	個人	FAX	3	特定個人情報保護評価の前提となる番号制度は、国民一人ひとりを国家によって管理するためのものである。また、本人選択権、住民登録していない人に係る個人番号の取扱い、DV等被害者の情報など、種々の問題がある。信用できず、認められない。	E	番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。各個人の状況を正確に把握し、給付や適切なサービスを提供するために、正確な所得把握を行うなどの制度で、全国で一律に実施されます。個人番号カードの発行については、住記カードと同様に希望者の申請による発行となり、居所があるにもかかわらず住民登録を行っていない方には住民基本台帳法に基づき住民登録の催告を行います。なお、DV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある方については、通知カードの送付が開始される前に一定期間を設け、居所市区町村の窓口で本人から居所情報の登録申請を受け付け、作成する予定です。	政策企画課	8
4	02	個人	FAX	3	警察等への特定個人情報の提供は強く中止を求める。	E	番号法では同法別表二に掲げる事務について情報提供ネットワークを利用することとしておりますが、その他各議院による国政調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の捜査及び会計検査院の検査において、その調査等の対象となる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定されます。このような場合、特定個人情報を提供できないことにより調査等が制限されることなく行えるよう、番号法第19条第12号の規定により、これらに該当する場合は特定個人情報の提供が認められます。提供に当たっては、提供することの公益上の必要性和個人情報保護の必要性を比較衡量して慎重に対応してまいります。	広報課	9

5	01	個人	FAX	3	個人番号の付番について選択権がないこと、治安維持目的の利用について懸念があること、DV等被害者に対する考察が不十分であること、なりすまし被害等問題発生に自治体に対処しきれないおそれがあること、住基ネットとの連結内容・方法が不明確であること及び国民への説明が不十分であることから、制度そのものに反対である。	E	個人番号は、番号法により市町村長(特別区の区長を含む)が指定し、本人に通知しなければならないと規定されており、その利用は、番号法第9条及び別表一並びに同条第2項の規定による条例に定められる事務を処理するために必要な範囲に限定されます。また、情報のひも付については、番号法第19条及び別表第二に定める範囲に限定されます。具体的な手続きやひも付られる情報については、番号法の規定を受けた主務省令で順次定められているところです。個人番号の利用やひも付は、法令及び条例の定めがない限り、認められません。DV被害者等、住民票上の住所以外の住所を送付先として登録する必要のある方については、通知カードの送付が開始される前に一定期間を設け、居所市区町村の窓口で本人から居所情報の登録申請を受け付け、作成する予定です。また、個人番号カードの発行については、住記カードと同様に希望者の申請による発行となります。また、情報提供ネットワークシステムでは、個人番号は使用せずに、データはすべて暗号化されます。さらに、個人番号カードの交付を受けるためには、郵送された通知カードと免許証等、2つ以上の確認書面を提示することなどで、本人確認と個人番号の確認を徹底し、なりすましを防止していきます。区としても引き続きシステム上のセキュリティ対策の徹底と十分な個人情報保護対策の強化に努めていきます。	政策企画課 広報課	10
5	02	個人	FAX	3	制度に関する区民向け説明会を開催するべきである。	E	現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等でお知らせする予定です。全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で区として説明会を開催する予定はありません。	政策企画課	11
6	01	議会	書面	1,2	特定個人情報保護評価書の冒頭、「保護の宣言」に、「特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため」とあるが、リスクが具体的に何を指すのか明記されていない。「軽減されるべきリスク」とは何なのか具体的に示すべきである。	B	具体的なリスクについては、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において、想定されるリスクを挙げ、当該リスクを防止するための措置の内容を記載しています。	広報課	12

6	02	議会	書面	1.2	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」中、リスクの対策は十分かとの設問に「十分である」と回答している。しかし、回答内容は従来から取り組んできたリスク対策である。今回は一層情報漏えいに係る危険が高いシステムであり、これまでのプライバシー保護対策を数段上回る、共通番号制度に対応するリスク対策を明記すべきである。	D	従来と比べ番号制度の導入において新たに発生する大きなリスク対策は、特定個人情報の取り扱いと情報提供ネットワークシステムとの接続に関するものです。情報提供ネットワークシステムそのものは、番号法第2条14項に基づき総務大臣が設置・管理し、特定個人情報保護評価も別途実施されております。本区の特定個人情報保護評価書においては、区の責任で実施するリスク対策として、従来の手法によるリスク対策の再確認・再点検を行うとともに、新たに特定個人情報の取り扱い及び情報提供ネットワークシステムとの接続・連携に係るリスク分析を行い、評価書に記載のとおりセキュリティ対策を講じていくものとしております。	情報課	13
6	03	議会	書面	1.2	「特定個人情報ファイル名・その他住民票関係情報」の「その他」の内容を具体的に記載すべきである。	E	特定個人情報保護評価は、番号法第27条第1項、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護委員会が定める指針に定める様式により行っているため、記載方法に従って作成しております。なお、住民基本台帳に関する事務に係るその他住民票関係情報は住民基本台帳法第7条に定める住民票の記載事項のうち個人番号と住所・氏名・性別・生年月日を除く世帯情報などで、個人住民税に関する事務に係るその他住民票関係情報は世帯情報となります。	広報課	14
6	04	議会	書面	3	今回の保護評価書は、保護評価を行うための調査が行われていない。少なくとも住民基本台帳ネットワークシステムにおける評価書や審査書が出されて初めて次のシステムに関する評価項目の決定又は不足していた項目の追加が行われるのがアセスメントのやり方であるが、今回はそのプロセスを踏んでいない。国の官僚機能の低下又は意図的なすり抜けであり、抗議する。今後、区として、この部分を補うパブリックコメントや住民説明会の開催を行うべきである。また、評価書素案の構成が不十分であることから、これらの項目に拘束されることなく、共通番号制度運用に係るパブリックコメントとして実施してほしい。	E	住民基本台帳ネットワークシステムについては、地方公共団体情報システム機構において特定個人情報保護評価(全項目評価)が実施されており、結果がホームページで公開されております。また、特定個人情報保護評価は、番号法第27条第1項、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護委員会が定める指針に定める項目に従って評価を行う必要があります。今後区民向けに番号制度を周知してまいります。現段階では別途パブリックコメントや説明会を開催する予定はありません。	広報課	15
6	05	議会	書面	1.2	現状では再委託を行わないとなっているが、現状どおり再委託は禁止すべきである。	B	当該事務に関しては、記載のとおり、再委託を禁止する取扱いとなっております。	広報課	16

6	06	議会	書面	3	番号法では、任意代理人も開示請求できることとなる。しかし、これまでも司法書士による住民基本台帳不正個人情報取得の人権侵害事件があとを絶たない現状をみれば、任意代理人による番号法を駆使した新たな事件・事故が十分に予想されるのであって、開示請求は従来どおり法定代理人どまりとする運用が必要である。	E	番号制度においては、不正な情報提供等に対処するための開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要であることから、請求が困難な者の開示請求権等の行使を容易とすること等の理由により、任意代理人による請求が認められることとなっています。地方公共団体は、番号法第31条の規定により、番号法の趣旨を踏まえた措置を講ずることとされていることから、目黒区においても、任意代理人による特定個人情報の開示請求等を制度化する必要があります。ただし運用においては、今後、特定個人情報が不正に取得されることのない具体的な手法を講じてまいります。	広報課	17
6	07	議会	書面	3	区民参加での特定個人情報保護評価委員会などの制度を設けること。	E	区においては、公募区民等を含めた目黒区情報公開・個人情報保護審議会があることから、新たな機関等を設置する予定はありません。	広報課	18
6	08	議会	書面	3	特定個人情報の利用停止請求を受けた場合、速やかに利用停止する措置を制度化するべきだ。	D	現在、個人情報保護条例第24条第1項の規定により、利用停止請求については請求のあった日から20日以内に、当該請求に係る可否を決定することとされています。特定個人情報の利用停止請求についても、現状を踏まえて制度化してまいります。	広報課	19
6	09	議会	書面	3	区における個人情報保護の条例・制度・政策を強化してほしい。個人情報の定義が番号法と既存の条例で違うということは、もっぱら国の責任である。しかし、個人情報がひも付けによって巨大化し、漏えいしたときの損害は格段に大きくなる。この脅威から区民及び自治体を守るために、今以上に個人情報保護の仕組みを強化すること。	C	特定個人情報の保護については、番号法の主旨に鑑み特定個人情報保護評価の内容に沿って適切に対応してまいります。	広報課	20
6	10	議会	書面	3	住民記録の変更の説明をはじめ、番号法に係る住民説明会を早急に行うこと。	E	現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。区においても、今後、めぐる区報、コールセンター等でお知らせする予定です。全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で区として説明会を開催する予定はありません。	政策企画課	21

6	11	議会	書面	3	市町村CS及び都道府県サーバについては、地方公共団体情報システム機構が開発し、既に共同化・集約化がすすめられている。しかし、自治体サーバや都道府県サーバのあり方について、住民が評価を行う主体になっていない。自治事務である住民基本台帳事務や、個人情報を自治体に委任している住民の意思が全く無視されるなかで、2つの全国中間サーバに集約するのは自治に反する。自治体と住民に選ばせるべきである。	E	<p>1 住民基本台帳ネットワークシステムについて 現在、住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、市町村サーバ、都道府県サーバ及び国サーバを各機関に設置し、住基ネットに係る事務を行っていますが、番号制度に伴いこれらのサーバが集約されることはありません。 また、地方公共団体情報システム機構が実施いたします住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務については、特定個人情報保護評価(全項目評価)が実施されており、結果がホームページで公開されております。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムについて 一方、番号制度においては、番号法第22条に基づき同法第19条第7号の別表第二に定める事務を実施する地方自治体、国及び関係機関の情報照会者の求めに応じて、地方自治体、国及び関係機関の情報提供者から情報照会者に対して特定個人情報の提供を行うことが必要となります。このことを実現するために各機関は、中間サーバを設置し、これらに係る情報を副本として登録し、情報提供ネットワークシステムと連携することが必要となります。 中間サーバは、各機関が設置管理することとなっておりますが、地方自治体につきましては、国からセキュリティ、運用の安定性の確保、各自治体の経費節減の観点から中間サーバ・プラットフォームとして共同化・集約化を図ることが適当であると示されています。区におきましても高いセキュリティレベルの実現、安定したシステム環境及び経費の面において効率的な運用が見込まれることから、中間サーバ・プラットフォームを活用することといたします。 また、中間サーバプラットフォームでは各自治体の中間サーバは明確に区分管理されており、データの登録及び維持管理は各自治体の責任で行いますので自治体間の特定個人情報そのものが混在管理されるものではございません。なお、中間サーバは、業務継続性の強化、耐災害性の向上の観点から、全国東西2か所の拠点で相互バックアップを行うものとご理解ください。</p>	情報課	22
6	12	議会	書面	3	共通番号事務実施を行った場合のコスト(情報流出を含む。)と利便性向上の比較検討を、区独自に行うこと。	E	<p>番号法で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の収集・管理・提供、利用範囲などの取扱いに関する事項が規定されており、この範囲を超えた利用はできないことになっており、罰則の強化やシステム上の措置などにより、個人情報の不正な利用を防止する措置が図られています。 全国的なシステムのしくみであることから、区の具体的なコストの算出は困難ですが、番号制度は、各種給付申請の際に、住民票や所得証明書などの添付書類が省略できることで、区民の金銭的・時間的コストの節約や行政事務の簡素・効率化などが図られると考えています。</p>	政策企画課	23

6	13	議会	書面	1	住民記録情報の記載のなかの本籍地については、当該事務の対象でもなく、この際項目除外すべきである。	E	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目は、当該特定個人情報ファイルの全ての記録項目を記載する欄であり、ご指摘のとおり戸籍の表示は番号制度で行われる照会・提供情報ではありませんが、住民票情報の一つとして情報を保有していますのでここに記載しています。	戸籍住民課	24
6	14	議会	書面	1	送付先情報ファイルについて、外国人滞在区分、外国人残留期間満了日は当該事務の対象でないと思われるので、項目除外すべきである。	E	外国人滞在区分は、中長期在留者や特別永住者などの別、外国人在留期間満了日は、中長期在留者について、在留を認められた期間の満了日を指します。 区が送付先情報を機構に送付してから、実際に機構が区民に通知カードを送付するまでに間があり、その間に在留期間満了日を迎えた方には通知カードの送付を止める必要があります。また、個人番号カードの有効期限を判断するにあたって、外国人滞在区分や外国人在留期間満了日の情報は必要です。	戸籍住民課	25
6	15	議会	書面	1.2	「実現が期待されるメリット」があまりに少なく、費用に対してこの程度の利便性向上なら、リスクを冒してまで共通番号制を導入する必要がない。区民のメリットを具体的に記載すること。	A・B	個人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であるとされており、区としてもその運用を行う中で、目的を最大限発揮できるように努めていきます。 なお、住民基本台帳に関する事務の評価書中の同欄については、「さらに、個人番号カードのICチップに格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コンビニから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。」を追加します。	戸籍住民課 税務課	26

6	16	議会	書面	3	民間利用や、銀行口座、医療証での個人番号利用についての評価についての区民意見を求めるべきである。	E	番号法の規定では、民間事業者も従業員やその扶養家族の個人番号を取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があるとされています。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原稿料の支払調書などにも個人番号を記載する必要があるとされていますが、現時点ではご意見にあった医療証等の個人番号利用は対象外と考えています。 なお、番号法では、附則第6条第2項において、法施行後3年を目途として、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとしています。	政策企画課	27
6	17	議会	書面	1	送付先情報通知について、DV対応を行うことを明記すること。	B	ご指摘の欄は、市町村CSのシステムの機能を記載する欄です。送付先情報ファイルにDV被害者等に対する対応を行うことは、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性(P.39)に明記しています。	戸籍住民課	28
6	18	議会	書面	1	I-②-9について、番号変更についての記載を行うこと。	B	個人番号の変更については記載されています。	戸籍住民課	29
6	19	議会	書面	1	I-②-10にある個人番号カード等の「等」の内容を具体的に記載すること。	E	個人番号を含めた本人確認としては通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど、個人番号を含まない本人確認としては、運転免許証やパスポートなどですが、本人確認資料の種類は多岐にわたるため、「等」でまとめさせていただいております。	戸籍住民課	30
6	20	議会	書面	1	「他のシステムとの接続」記載の宛名システム等の「等」の内容を具体的に記載すること。(住基4頁外)	E	特定個人情報保護評価書は、特定個人情報保護委員会が定める指針の記載方法に従って作成しております。「他のシステムとの接続」の選択肢である「宛名システム等」とは、目黒区の特定個人情報保護評価においては、団体内統合宛名システムを指します。	情報課	31

6	21	議会	書面	1	「他のシステムとの接続」記載のその他児童手当等の「等」の内容を具体的に記載すること。(住基4頁)	E	特定個人情報保護評価書は、特定個人情報保護委員会が定める指針の記載方法に従って作成しております。団体内統合宛名システムに接続するシステムとして「児童手当等」と表記した「等」に含まれるシステムは次のとおりです。 児童扶養手当、軽自動車税、滞納管理、保健福祉情報、生活保護、介護保険、保健所、保育所入所管理、住宅統合管理	情報課	32
6	22	議会	書面	1	「事務の内容」記載の自治体・国等の「等の」の内容を具体的に記載すること。(住基11頁)	E	31頁から33頁の提供先一覧のうち、国と地方公共団体を除いた提供先(例:全国健康保険協会)が「等」にあたります。	戸籍住民課	33
6	23	議会	書面	1,2	警察の照会による情報提供は問題であるとの前提はあるが、具体的にどのようなシステムで警察から照会があるのかを図に明確に記載すること。	E	情報提供ネットワークシステムを介して情報の求め、提供が行われるのは、番号法の規定により、同法第17条第7号及び別表第二に定めるものとなります。警察からの照会(刑事事件の捜査)に対する回答は番号法第19条第12号に基づくものになりますが、情報提供ネットワークシステムを使用しないので、紙による照会・回答になります。	戸籍住民課 税務課	34
6	24	議会	書面	3	区での共通番号を使った独自利用は行うべきでない。	H	国の行政機関や地方公共団体などにおいて、個人番号は、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。このため、区民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等に個人番号の記載を求められることとなります。 また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にも個人番号の提出を求められる場合があります。 なお、行政機関等がどのような場面で個人番号を利用するかについては、法律及び条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。 独自利用事務については、番号法の本来目的として認められる範囲を前提として、各課で行われている現状の事務を精査したうえで、従前からの区民にとっての利便性を維持できる観点を中心に、必要な事務について検討してまいります。	政策企画課	35

7	01	団体	FAX	3	住基カード制度が既に実施されているが、カードの普及は非常に少ないと聞く。にもかかわらず共通番号制度に移行するというのは、税の使い方に無駄が多いものであり、本来は十分に総括してから区民にメリット・デメリットを明らかにすることが求められる。	H	番号制度は、公平・公正な社会を実現する観点から、社会保障・税の分野で主として活用するための側面を持っています。住基ネットワークの実績を踏まえながらの取組みと認識しており、行政の効率化と国民の利便性を高める観点からも効果が期待できると考えています。例として各種給付申請の際に、住民票や所得証明書などの添付書類が省略できることで、区民の金銭的・時間的コストの節約や行政事務の簡素・効率化などが図られると考えています。	政策企画課	36
7	02	団体	FAX	3	個人情報を取り扱う業務に、住民登録データが活用されるわけだが、システムの結合の範囲がさらに拡大するものである。個人情報を守るという意思表示ができるよう、業務ごとの結合に「同意しない」という個人の選択が保障されるべきである。	E	番号法においては、番号法の規定に違反して行われている利用、収集、保管又は記録に対する特定個人情報の利用の停止又は消去の請求及び番号法の規定に違反して提供されている特定個人情報の提供の停止の請求が想定されています。番号法の規定に基づき適法に行われる特定個人情報の利用及び提供について、個人選択を可能とすることは想定されていません。	広報課	37
7	03	団体	FAX	3	個人情報(プライバシー等の権利利益)に対して、配慮が必要だが、保護対策は、機器の管理はもとより、操作に携わる人に対する対策が重要と考える。近年の委託会社社員のデータ持ち出しなどへの対策は具体化されているのか。	B	委託会社との契約にあたっては、契約書の中に個人情報の取扱いに関する特記事項を盛り込み、個人情報保護の取組を組織的に遵守させる取り決めを行っています。技術的対策としては、委託業者の扱う端末にはアクセス制限及びログの管理を行い、更にUSBメモリの接続を無効とするシステム制御を行っています。物理的対策としては、区職員の執務室を委託業者の作業場所とし常時監視された状態とするとともに、スマートフォンや携帯電話などの個人的な情報機器の執務室内への持込を禁止する対策を行っています。	情報課	38
7	04	団体	FAX	3	国のスケジュールをみると、秋には個人宛での通知を発送するとなっているが、今年は国勢調査の時期とも重なることから、双方の信頼を確保しなければならないと考える。この時期の対策について具体化する検討が必要である。	H	通知カードは、10月以降に発送を予定していますが、個人番号カードの交付は、平成28年1月以降であり、国勢調査の時期との重複による影響はないものと考えています。この点の周知については、配慮を検討します。	政策企画課	39
7	05	団体	FAX	3	マイナンバーの個人カード発行については、登録の時点ですり替わっていたら取り返しがつかない。受付を行うのは、区の職員か。明確にすべきである。	C	個人番号カードの交付について、受付は機構が行いますが、交付時の本人確認は区の職員が行います。	政策企画課	40

7	06	団体	FAX	3	区民の中には、認知症や障害をもつ方など、自己判断ができない人も多くいる。どのような処理で対応するのか。	C	個人番号カードは、住民基本台帳カード同様、希望者に対して交付されますが、意思能力を有しない方からの申請は受付できないこととなります。但し、未成年者の保護者や成年被後見人などの法定代理人からの申請に対しては交付します。交付にあたっては、交付時に対面で区の職員が交付します。交付時の本人とお話の中で、本人意思を確認します。	戸籍住民課	41
7	07	団体	FAX	3	住民記録カードの際は、個人を単位に国のシステムを結合したと思うが、今回の提案では、世帯を単位にしている。登録地に生活しているものは問題ないと思うが、離婚やDVなどやむを得ない理由で住民登録地に住んでいない者への配慮が必要である。どのような対策を考えているのか不明である。	B	DV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある方については、通知カードの送付が開始される前に一定期間を設け、居所市区町村の窓口で本人から居所情報の登録申請を受け付けることにより送付先情報ファイルを作成する予定です。(P.39)	戸籍住民課	42
7	08	団体	FAX	3	住記ネットを活用するとあるが、住民登録がない人についてはどのように扱うのか。	C	住所を有しているのに住民登録をしていない方の存在を把握した際は、住民基本台帳法の規定により、住民登録の届出をするよう催告します。	戸籍住民課	43
7	09	団体	FAX	3	近年、住民登録と同じように外国人登録も窓口が一緒になっているが、共通番号の使用も同じように扱うのか。個人情報の項目に違いがあると思うが、明確にすべきである。	H	「住民基本台帳法第7条第8号の2 個人番号」は、日本人住民と外国人住民の共通の住民票記載事項になります。	戸籍住民課	44

7	10	団体	FAX	3	転出届等は、新住所地で一度に手続きが可能となっているが、共通番号をどのように提示するか(カード必携など)、条件について示すことが必要である。第三者のなりすましなどへの対策を明確にすべきである。	C	住所異動については、従来同様、転出元自治体に対する転出届、転入先自治体に対する転入届が必要です。 なお、番号制度実施後は、通知カード又は個人番号カードを転入手続時に窓口に提出していただく必要があります。通知カードには追記欄に裏書き処理を、個人番号カードには裏書き処理とICチップ情報の書き換え処理を行います。なお、通知カードや個人番号カードの持参を忘れてしまった場合でも、運転免許証やパスポート等で本人確認を行った上で転入届は受け付けます。後日、持参していただき、上記の処理を行うことになります。 住所異動手続の本人確認は、従来同様、個人番号カードや運転免許証、パスポート等、官公署が発行した顔写真付きの書類により確認することを原則としています。また、それらの書類が提示できない場合は、健康保険証や年金証書など、2点以上の書類を提示してもらい、また、必要に応じ聴聞を行うことにより、第三者の成りすましを防止しています。	戸籍住民課	45
7	11	団体	FAX	3	取り扱う個人情報で、課税申告内容が反映されると思うが、住民登録の氏名と会社等から報告された氏名の読み仮名等に違いがある場合はどのように扱うのか。「紛失した年金」の時に大問題となった経過がある。共通番号は自治体でしか取り扱わないのか、企業に番号の提供がされるのかなども考え方を示すべきである。	H	会社等から報告される給与支払報告書等については、住民登録を元に報告書記載の氏名や住所などの個人情報により名寄せを行い、それでも不明な場合は個別に会社や本人に照会を行い確認の上名寄せしています。また、事業者は個人番号関係事務実施者として、給与支払報告書を提出する際に個人番号を記載することとされていますので、事業者も個人番号を取り扱う場合があります。法に規定されています。	税務課	46
7	12	団体	FAX	3	今は住民登録がなくても所得税等が課税されているが、対象者を共通番号に合わせるために全国の検索を行い、課税するのかどうか。自治体内での完結とするのか、明確にすべきである。	H	住民税については、課税する年の1月1日に住所を有する市区町村で課税されることとなりますが、住民登録はなくても実際に住んでいる方で前年中に所得があった方については居住地で課税します。その際、住民登録がない方については、現在は文書や電話で住民登録地を照会のうえ、目黒区で課税した旨を該当する市区町村に文書で通知していますが、番号制度導入後は課税資料に個人番号が記載されることになり、システムにより確認の上該当する市区町村に通知をすることとなります。	税務課	47

8	01	個人	メール	3	<p>リスク軽減に努力しても人のやることに完全はありません。昨今は意図的に情報収集する者もいるわけで、情報が漏えいした場合、その被害に対して誰が責任を取り切るのでしょうか。事務の効率化のため情報共有は、本人の知らないところで情報が集約されたり流されたりで、取扱者がプライバシーの侵害に鈍感になるのではと不安です。もし事故が起きた場合、秘密にされるのではないかの危惧もあります。マイナンバーはいりません。</p>	E	<p>番号法で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の収集・管理・提供、利用範囲などの取扱いに関する事項が規定されており、この範囲を超えた利用はできないことになっており、罰則の強化やシステム上の措置などにより、個人情報の不正な利用を防止する措置が図られています。</p> <p>また、個人番号の漏えいは、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあることから、番号法により、個人番号を含まない個人情報の漏えいよりも法定刑が高くなっています。特定個人情報ファイル(個人番号を含む個人情報を検索できる状態にしてあるものをいいます。)の不正提供については番号法第67条の規定により4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれらの併科、個人番号の不正提供及び盗用については番号法第68条の規定により3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金、又はこれらの併科となっています。</p>	政策企画課	48
9	01	団体	FAX	3	<p>次の理由により、番号制度に反対する。</p> <p>1 既に行政・民間問わず情報漏えいの事件が多数起きている。漏えいした情報の悪用も数多い。一般的は個人情報すら日常的に漏えいがあるのに、個人の全ての重要情報が国家により一元管理されるとすれば、その漏洩被害は甚大である。他国での実践例をみても国民にとってデメリットが大きい番号制度に反対である。</p> <p>2 住基カードのように個人の選択制ではない。一方的に押し付けられる制度であるということが大きな問題である。</p> <p>3 国にとっては便利な制度だろうが、同時に国民にとってのメリット・デメリットを勘案すべきである。国民一人一人の基本的存在にかかわる制度であるから、国民の意見をまず尊重するべきである。</p> <p>4 仮に導入したとしても、利用は国や自治体内部のみにするべきで、警察や民間企業などへの提供は論外である。そういった提供についての禁止の規定は明確なのか。特に警察などへの治安的利用への歯止めは必要である。</p>	E	<p>1 特定個人情報は、特定の機関等に情報を集約し、その集約した情報を各行政機関等が閲覧する「一元管理」ではなく、従来通り各行政機関等が保有します。他の機関の特定個人情報が必要となった場合には、総務大臣が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を介して、情報の紹介・提供を行う「分散管理」方式で運用します。</p> <p>このシステムで接続する場合は、個人番号ではなく機関ごとに異なる符号でやり取りを行いますので、個人情報の漏えいリスクを最小限にとどめるとともに、他の機関が保有する個人情報の不正利用を防止するなどの措置が図られています。</p> <p>2・3 番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。各個人の状況を正確に把握し、給付や適切なサービスの提供、正確な所得把握等を通じて、より公平・公正な課税等を実現するための制度であり、区としては、制度の趣旨に沿った運用を行ってまいります。なお、個人番号カードについては、住記カードと同様に希望者の申請による発行となります。</p> <p>4 刑事事件の捜査の場合も同法第19条第12号の規定により特定個人情報の提供が可能としてありますが、その場合においても情報提供ネットワークシステムを介しての提供ではないとされています。なお、提供に当たっては、提供することの公益上の必要性和個人情報保護の必要性を比較衡量して慎重に対応してまいります。</p>	政策企画課	49

9	02	団体	FAX	3	多くの地域で説明会を開催し、住民に制度について周知徹底させるとともに、意見を聴いてほしい。	E	現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等でお知らせする予定です。全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で区として説明会を開催する予定はありません。	政策企画課	50
10	01	議会	メール	3	国民一人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をコンピューターに入力して行政一般に利用すること自体、重大な問題を持つものです。マイナンバー制度は、既存の「住基ネット」などとは比較にならない大量の個人情報を蓄積し、税・医療・年金・福祉・介護・労働保険・災害補償などあらゆる分野で活用されるものです。それにより、国の税金・社会保険料の徴収業務が事実上、統合され、機械的な徴収や無慈悲な滞納制裁がさらに横行することも懸念されます。役場への申請はもちろん、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務・民間にかかわらず多様な主体が、そこにアクセスをしていけば、個人情報が“芋づる式”に引き出され、プライバシーを侵害される危険性も高まります。制度導入自体をやめること。	E	番号制度は、国の各府省や都道府県、市町村、日本年金機構など、様々な機関が保有する情報を、それが同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるもので、社会保障、税、災害対策に関する事務及びこれに類する事務において利用します。 また、番号法で特定個人情報の収集・管理・提供、利用範囲などの取扱いに関する事項が規定されており、この範囲を超えた利用はできないことになっており、罰則の強化やシステム上の措置などにより、個人情報の不正な利用を防止する措置が図られています。 こうした措置をしっかりと講じながら、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤でありますので、区としても、全国と同様、適正な運用に取り組んでまいります。	政策企画課	51
10	02	議会	メール	3	マイナンバー制度は、個人情報の収集の制限、目的外利用、外部提供の制限、電子計算組織の結合の禁止などを原則としている目黒区の個人情報保護条例と照らし合わせて、大きな問題があります。いくら例外規定があっても、条例の精神とかけ離れる制度は導入すべきではありません。	E	番号制度は、国の各府省や都道府県、市町村、日本年金機構など、様々な機関が保有する情報を、それが同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるもので、社会保障、税、災害対策に関する事務及びこれに類する事務において利用します。 また、番号法で特定個人情報の収集・管理・提供、利用範囲などの取扱いに関する事項が規定されており、この範囲を超えた利用はできないことになっており、罰則の強化やシステム上の措置などにより、個人情報の不正な利用を防止する措置が図られています。 こうした措置をしっかりと講じながら、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤でありますので、区としても、全国と同様、適正な運用に取り組んでまいります。 なお、番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価は目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検することとしておりますので、本区の条例の考え方を踏まえて点検を実施いたします。	政策企画課 広報課	52

10	03	議会	メール	3	基幹システム(住民記録、税務、国民健康保険等)の情報と、保健・福祉、介護保険、保育・子育て関連などの個別システムの保有情報を個人情報のもとに集約するとき、作業中の入力ミスや情報漏えいなどをどう防止するのか、対策は。	C	<p>特定個人情報を正確かつ安全に管理するためには、特定個人情報を取り扱う業務に携わるすべての者に対する取り組みが必要となります。</p> <p>人的対策としては、研修やセキュリティ監査による意識付けを継続的に行います。また、入力ミスをなくし正確性を確保するために、情報の入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容をチェックするとともに、確認した旨の記録を残すこととします。</p> <p>物理的対策としては、入力作業スペース、システム管理スペースといったセキュリティ区画ごとに入室制限を行い、入室管理や監視カメラによる記録を実施します。</p> <p>技術的対策としては、システムのアクセス制限を行うとともにアクセスログを管理し、システムの不正な利用を防止します。また、業務端末では、USBメモリー等の外部記録媒体は接続できないよう設定し、システム的な制御を実施することにより情報漏えいを防止します。</p>	情報課	53
10	04	議会	メール	3	情報提供ネットワークを通じて国や他の地方自治体などと相互にやり取りをする過程で、個人情報の漏えいやなりすましなどをどう食い止めるのか。米国や韓国では番号の流出や番号の売買など問題が多発している。番号制もそうなるのではないか。	B	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた国や他の地方自治体などとの情報連携は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用するため、インターネットとは接続いたしません。また、区の業務端末も、インターネットとは接続していません。USBメモリー等の外部記憶媒体との接続もできない設定としております。さらに、アンチウイルスソフトを導入し、最新の定義ファイルに更新を行うとともに、サーバー認証によるなりすまし防止、不正アクセスの監視・検知の仕組みの導入等のセキュリティ対策を講じております。ご指摘のとおり個人情報の漏えいやなりすましが無いように厳重な管理体制を構築いたします。</p> <p>海外のなりすまし事案は、個人番号のみの本人確認や、番号に利用制限がなかったこと等が影響したと考えられるため、日本の番号制度では、厳格な本人確認の義務付けや、利用範囲を法律で限定し、罰則を強化することなど、個人番号の漏えいが無いように対策を講じています。</p>	情報課	54
10	05	議会	メール	3	個人番号は不変のものなのか、それとも、情報漏えいや成りすまし防止のために、途中で変更することができるのか。	B	<p>番号法第7条第2項の規定により、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、請求又は職権により個人番号を変更することができます。</p>	広報課	55

10	06	議会	メール	3	住基ネットのシステムも使用するが、住基ネットシステムを通じて、個人番号に集約された個人情報が漏えいしていることがあるのではないかと。また、番号制導入で、将来的に住基ネットシステムはどうなるのか。	H	<p>住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムは、明確に別のシステムとして設置します。情報提供ネットワークシステムにおいては、番号法第22条に基づき同法第19条第7号の別表第二に定める事務の情報の連携を行います。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムでは、個人番号を直接使用いたしません。一定のルールに従って変換した符号を用いて情報の連携を行います。</p> <p>したがって、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、情報提供ネットワークシステムで使用する特定個人情報が漏えいすることはありません。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、引き続き現在の住民基本台帳に係る本人確認情報等の連携を行うこととなります。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムは、両輪の関係になりますので今後も継続して使用いたします。</p>	情報課	56
10	07	議会	メール	3	住基カードの普及はほんのわずかにとどまりました。そして、今度は番号制によるカードの発行というが、多額の税金をつぎ込んでおいて新たなカードと言っても、住基カードの二の舞いになるだけではないのか、住基カードの発行が国民にとってどうだったのか、真摯な総括が必要ではないか。	H	<p>番号制度は、公平・公正な社会を実現する観点から、社会保障・税の分野で主として活用するという側面を持っています。住民基本台帳ネットワークの実績を踏まえながらの取組みと認識しており、行政の効率化と国民の利便性を高める観点からも効果が期待できると考えています。例えば、各種給付申請の際に、住民票や所得証明書などの添付書類が省略できることで、区民の金銭的・時間的コストの節約や行政事務の簡素・効率化などが図られると考えております。</p>	政策企画課	57
10	08	議会	メール	3	番号制では、個人情報の確認や行政情報の提供など「マイ・ポータル」があるが、自分の個人情報を自分のパソコンなどで、一般のインターネット回線を使って確認できるのか。もしそうであれば、政府も認めているようにセキュリティーで一段落ちる危険性があるのではないかと。	H	<p>マイ・ポータルの利用にあたっては、個人番号カードのICチップに搭載された電子証明書により、公的個人認証を用いてログインを行います。</p> <p>公的個人認証サービスとは、インターネットを通じた行政手続きを安全に行うために、なりすまし、漏えい及び改ざんを防止する機能をもった認証サービスです。また、認証用の情報に個人番号は含まれないため、マイ・ポータルの利用によって個人番号がインターネット上を流通することはありません。</p>	情報課	58
10	09	議会	メール	3	被生活保護者などの生活困窮者にたいする住民税や保険料の滞納については、督促の保留などの措置がおこなわれるが、番号制の導入で、その事務手続きは円滑に進むのか。	H	<p>生活保護等に関する情報については、番号法により滞納情報と結びつけることができません。</p>	税務課	59

11	01	団体	書面	3	番号制度について丁寧な周知と実施方法等に対する意見を区民に求める必要がある。	E	現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。また、区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等で番号制度について周知を図ってまいります。番号制度の実施方法につきましては法令等で定められた手続きに従うこととなり、改めて区民意見を募集する予定はありません。なお、指針に基づき全項目評価書の素案に対しては区民意見の募集を実施いたしました。	政策企画課	60
11	02	団体	書面	3	個人番号カードの付定、通知、交付などの準備状況について、区としてどのように扱うのかを評価書中に明らかにする必要があります。	E	特定個人情報保護評価は、番号法第27条第1項、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護委員会が定める指針に定める項目に従って評価を行う必要があります。そのため、準備状況については記載していません。なお、番号制度の実施に関する手続等につきましては、今後、めぐろ区報、コールセンター等で番号制度について周知を図ってまいります。	広報課	61
11	03	団体	書面	1	個人番号カード交付事務のセキュリティ確保は重要不可欠である。	C	交付時の暗証番号の設定にあたっては、周囲をパーティションで仕切るとともに、画面にはのぞき見防止フィルターを貼り、暗証番号を盗み見られない方策を講じます。また、「成りすまし」の被害を防止するため、本人宛てに送付される通知カードや官公署が発行した写真付きの証明書などにより、番号確認と本人確認を行います。	戸籍住民課	62
11	04	団体	書面	3	個人番号カードの交付事務の効率化が必要である。	C	個人番号の交付にあたっては、本人確認と暗証番号設定の必要から、一度は役所にお越しいただくこととなります。二度手間の防止及び時間の節約の観点から、来庁時には、通知カードと本人確認書類を必ず持参すること、暗証番号を事前に考えてくることを周知する方策を講じます。	戸籍住民課	63

11	05	団体	書面	3	番号等の利用拡大については安易に認めないよう求める。	D	<p>番号制度は、国の各府省や都道府県、市町村、日本年金機構など、様々な機関が保有する情報を、それが同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるもので、社会保障、税、災害対策に関する事務及びこれに類する事務において利用します。</p> <p>また、番号法で特定個人情報の収集・管理・提供、利用範囲などの取扱いに関する事項が規定され、この範囲を超えた利用はできないことになっており、罰則の強化やシステム上の措置などにより、個人番号の不正な利用を防止する措置が図られています。こうした措置をしっかりと講じながら、区も、全国と同様に適正な制度運用に取り組んでまいります。</p> <p>なお、番号法第3条では個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行わなければならないとしており、附則第6条第2項においても法施行後3年を目途として、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとしています。この場合においても法律や条例で定めることとなります。</p>	政策企画課 広報課	64
11	06	団体	書面	1.2	評価書中リスク対策の項目で「十分である」との評価を、可能な限り「特に力を入れている」に変える努力をするよう求める。	D	リスク対策については、引き続き向上に努めてまいります。	広報課	65
11	07	団体	書面	3	「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」で、委託業者に個人情報保護に関する社内規程、従業員名簿の提出を義務付けている。しかし、戸籍事務の外部委託を実施した〇〇区では、短期間に委託業者の従業員が大量に退職を繰り返す事態が発生し、個人情報保護が不十分であるとして、住民訴訟まで起きている。改めて、戸籍や住民記録事務には委託がなじまないとの方針を確立するべきである。	D	戸籍や住民記録事務などの専門定型業務の委託化においては、サービスの維持向上やコスト削減などのほか、関係法令の遵守や個人情報の保護などの観点から、業務のすべてを委託するのではなく、関係法令に基づく業務範囲を設定し、個人情報の保護など適正な業務委託となるよう、検討を進めていく必要があると認識しています。	戸籍住民課 行革推進課	66

12	01	個人	メール	3	マイナンバー制度は、全てが一元管理されるイメージをいただいているので、すごく恐怖感があります。いったん情報漏洩があれば、その被害はどんなに甚大か。丸裸にされてしまうと思います。自分の情報を全て、一元的に見られることに、とても抵抗を感じます。 そこまで市民は自分をさらさなくてはならないのだろうか…。システムを完璧に構築しても、運用するのは人間で、悪意やミスがあれば、またたくまに情報は漏れてしまいます。現にそのような情報漏洩は、たくさんおきています。とても不安と恐怖を感じるシステムです。	H	特定個人情報とは、特定の機関等に情報を集約し、その集約した情報を各行政機関等が閲覧する「一元管理」ではなく、従来通り各行政機関等が保有します。他の機関の特定個人情報が必要となった場合には、総務大臣が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を介して、情報の紹介・提供を行う「分散管理」方式で運用します。 このシステムで接続する場合は、個人番号ではなく機関ごとに異なる符号でやり取りを行いますので、個人情報の漏えいリスクを最小限にとどまるとともに、他の機関が保有する個人情報の不正利用を防止するなどの措置が図られています。	政策企画課	67
13	01	個人	メール	1.2	評価書3、4について、個人情報の流出に対するリスクマネジメントに不安を覚える。個人情報保護に対する対案を示して欲しい。	D	個人番号制度では、番号法による利用・提供の制限やシステム上の保護措置に加えて、国の機関である特定個人情報保護委員会が行政機関・地方公共団体・民間事業者等に対して指導・助言、勧告・命令などを行う権限を有しています。こうした仕組みを通じて適正に個人情報の保護措置を図ることとなります。	広報課	68
13	02	個人	メール	1.2	評価書5について、開示請求の仕組みが不十分である。区や国がどのような責任を取るのか具体的に示して欲しい。	D	開示請求の仕組みについては、番号法及び目黒区個人情報保護条例に定める開示請求の仕組みを踏まえて対応してまいります。また、番号法においては個人番号の事務に従事する者又は従事していた者が不正な特定個人情報ファイルの提供、個人番号の盗用、漏えいなどを行った場合について罰則の規定があります。	広報課	69
13	03	個人	メール	1.2	評価書6について、個人情報の流出のリスクが高まるのに、審議会と行政だけで評価をすることが疑問だ。区民意見募集や住民説明、区民参加の評価委員会を設置・実施するべきだ。	E	審議会は、その構成員に区議会議員、区内関係団体の構成員及び区内に居住する者を含んでおり、幅広い観点からご意見をいただいております。このため別途区民参加の評価委員会の設置は考えておりません。また、番号制度につきましては全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で説明会を開催する予定はありません。区民意見の募集につきましては指針に基づき全項目評価書の素案に対して実施いたしました。	広報課	70